Ｋ０１４　皮膚移植術（生体・培養）　6,110点
注１　生体皮膚又は培養皮膚移植を行った場合に算定する。
２　生体皮膚を移植した場合は、生体皮膚の摘出のために要した提供者の療養上の費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。
Ｋ０１４－２　皮膚移植術（死体）
１　200平方センチメートル未満　6,750点
２　200平方センチメートル以上500平方センチメートル未満　9,000点
３　500平方センチメートル以上1,000平方センチメートル未満　13,490点
４　1,000平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満　32,920点
５　3,000平方センチメートル以上　37,610点
Ｋ０１５　皮弁作成術、移動術、切断術、遷延皮弁術
１　25平方センチメートル未満　3,760点
２　25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満　11,440点
３　100平方センチメートル以上　20,280点
Ｋ０１６　動脈（皮）弁術、筋（皮）弁術　41,120点
Ｋ０１７　遊離皮弁術（顕微鏡下血管柄付きのもの）
１　乳房再建術の場合　84,050点
２　その他の場合　84,050点
Ｋ０１８　削除
Ｋ０１９　複合組織移植術　15,210点
Ｋ０２０　自家遊離複合組織移植術（顕微鏡下血管柄付きのもの）　110,700点
Ｋ０２１　粘膜移植術
１　４平方センチメートル未満　6,510点
２　４平方センチメートル以上　7,080点
Ｋ０２１－２　粘膜弁手術
１　４平方センチメートル未満　11,600点
２　４平方センチメートル以上　12,260点
Ｋ０２２　組織拡張器による再建手術（一連につき）
１　乳房（再建手術）の場合　17,580点
２　その他の場合　17,580点
Ｋ０２２－２　象皮病根治手術
１　大腿　27,380点
２　下腿　19,100点

第２款　筋骨格系・四肢・体幹

区分

（筋膜、筋、腱、腱鞘）

Ｋ０２３　筋膜切離術、筋膜切開術　840点
Ｋ０２４　筋切離術　3,080点
Ｋ０２５　股関節内転筋切離術　4,410点
Ｋ０２６　股関節筋群解離術　12,140点
Ｋ０２６－２　股関節周囲筋腱解離術（変形性股関節症）　16,700点
注　変形性股関節症の患者に対して行われた場合に限り算定する。
Ｋ０２７　筋炎手術
１　腸腰筋、殿筋、大腿筋　2,060点
２　その他の筋　1,210点
Ｋ０２８　腱鞘切開術（関節鏡下によるものを含む。）　2,050点
Ｋ０２９　筋肉内異物摘出術　2,840点
Ｋ０３０　四肢・躯幹軟部腫瘍摘出術
１　肩、上腕、前腕、大腿、下腿、躯幹　7,390点
２　手、足　3,750点
Ｋ０３１　四肢・躯幹軟部悪性腫瘍手術
１　肩、上腕、前腕、大腿、下腿、躯幹　20,620点
２　手、足　12,870点
Ｋ０３２　削除
Ｋ０３３　筋膜移植術
１　指（手、足）　7,890点
２　その他のもの　10,310点
Ｋ０３４　腱切離・切除術（関節鏡下によるものを含む。）　4,290点
Ｋ０３５　腱剥離術（関節鏡下によるものを含む。）　11,430点
Ｋ０３５－２　腱滑膜切除術　7,550点
Ｋ０３６　削除
Ｋ０３７　腱縫合術　11,320点
Ｋ０３７－２　アキレス腱断裂手術　8,710点
Ｋ０３８　腱延長術　10,750点
Ｋ０３９　腱移植術（人工腱形成術を含む。）
１　指（手、足）　13,610点
２　その他のもの　18,080点
Ｋ０４０　腱移行術
１　指（手、足）　13,610点
２　その他のもの　18,080点
Ｋ０４０－２　指伸筋腱脱臼観血的整復術　13,610点
Ｋ０４１　削除

（四肢骨）

Ｋ０４２　骨穿孔術　1,730点
Ｋ０４３　骨掻爬術
１　肩甲骨、上腕、大腿　11,150点
２　前腕、下腿　6,700点
３　鎖骨、膝蓋骨、手、足その他　3,590点
Ｋ０４３－２　骨関節結核瘻孔摘出術
１　肩甲骨、上腕、大腿　11,150点
２　前腕、下腿　6,700点
３　鎖骨、膝蓋骨、手、足その他　3,590点